

「島根県内水面漁場管理委員会指示(案)」に対するパブリックコメントの状況について

1 募集期間

令和2年1月15日～2月14日

2 意見数

3件

3 提出意見を踏まえた案の修正の有無

有

4 ご意見の概要及びご意見に対する考え方

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	下りウナギシーズンの始まる9・10月から禁漁にしても良いと思います。	漁業実態と資源保護のバランスを考慮し、11月から翌年3月(一部区域では短縮)を採捕禁止としました。ただし、漁業権が設定されている河川の一部においては、漁業権を管理している漁協の規則により、委員会指示による採捕禁止期間以外についても採捕禁止とする等、自主的な資源保護に取り組んでいます。 なお、委員会指示は今後も継続していく予定ですが、禁止期間については、資源の状況等を踏まえながら、毎年、検討を加えていくこととします。
2	神西湖は、宍道湖と同様に下流部に位置する湖で河川とは異なっており、11月以降もます網などで下りウナギではないウナギが漁獲される実態がある。 委員会指示による採捕禁止期間以外は、下りウナギの再放流を徹底するが、全面的な採捕禁止については、宍道湖と同様に一定の配慮をしていただきたい。 (採捕禁止期間11月～3月⇒12月～3月)	ご意見のとおり、神西湖は宍道湖と同様に下流部に位置する湖であるという特性等を考慮し、委員会指示による採捕禁止期間を神西湖については12月から翌年3月までとしたいと思います。

※応募のあった3件のうち1件については、本件に直接関係しないご意見であったため、お答えすることを差し控えさせていただきました。